別紙１－２

指定特定相談支援事業者

指定申請の手引き

Ⅰ．指定事業者

指定特定相談支援事業を行おうとする者は、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の規定によりサービスを行う事業所ごとに市長の指定を受ける必要があります。

※ 基本的な考え方

① 障がい種別に関わらず共通の基準
② 原則全ての障がい種別に対応（必要な体制をとることを前提に特定することは可能）
③ 重度障がいという理由でサービス提供を拒否することの禁止

○ 指定特定相談支援事業〔障害者総合支援法第５１条の２０関係〕

・計画相談支援（サービス等利用計画の作成）
・基本相談支援

Ⅱ．指定の要件

指定相談支援事業者

指定事業者になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

①申請者が法人格を有していること
②事業所の従業者の知識及び技術並びに人員が省令で定める基準を満たしていること
③省令で定める基準に従って適正な事業の運営ができること
④その他障害者総合支援法第３６条第３項に掲げる欠格事項に該当しないこと

〈指定相談支援の指定基準〉

- 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年３月１３日厚生労働省令第 28 号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年３月１３日厚生労働省令第 29 号）

〈指定相談支援の指定基準に係る解釈通知〉

・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成２４年3月３０日障発０３３０第２２号）
・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成２４年3月３０日障発０３３０第２３号）

Ⅲ．指定申請及び届出等の手続き

１．指定申請の手続き

（１）指定申請事務の流れ

事業者等の指定を受けようとする者は、事業所の所在地の市町村に指定申請書を提出し、あらかじめ市長の指定を受ける必要があります。

指定申請手続きについては、別紙１（指定申請事務の流れ）をご覧ください。

申請に必要な書類は、別紙２をご覧ください。

（２）公設民営事業所の取扱い

公設民営の事業所又は施設の指定申請者は、実際にその者の責任により事業を行っている者であり、具体的には、利用者との契約を行い、利用者負担額の受領や給付費の請求を行う者です。

２．変更届出の手続き

指定特定相談支援事業者は、当該事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項（指定申請の際に指定申請書及び各種附表に記載した事項）について変更があったときは、その旨を１０日以内に市長に対して届け出なければならないとされています。

（１）変更届出が必要な場合（主なもの）

①事業所・施設の名称及び所在地が変更になった場合
②申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等が変更になった場合
③申請者の条例等が変更になった場合
④建物の構造、事業所の平面図、設備の概要が変更になった場合
⑤管理者及び相談支援専門員の氏名、経歴及び住所が変更になった場合
⑥運営規程等が変更になった場合
⑦主たる対象者が変更になった場合　等

（２）変更届出に必要な書類及び受付場所

「変更届出書」に必要事項を記入の上、変更があった事項に関連する別紙２に掲げる書類を添付し、市窓口に提出してください。

３．その他の届出の手続き

（１）廃止・休止をする場合

指定特定相談支援事業者は、当該指定にかかる事業を廃止又は休止するときは、その廃止又は休止の１か月前までに市長に届け出なければならないとされています。

（２）再開をする場合

指定特定相談支援事業者は、休止した指定計画相談支援事業を再開したときは、その旨を１０日以内に市長に対して届け出なければならないとされています。

「廃止・休止・再開届出書」に必要事項を記入の上、市窓口に提出してください。

４．指定の取消し

市長は、指定特定相談支援事業者が各法に規定する事項に該当する場合は、指定の取消しを行うことができるとされています。

５．公示

市長は、次に掲げる場合には公示をしなければならないことになっています。

①指定特定相談支援事業者の指定をしたとき

②指定特定相談支援事業者から廃止の届出があったとき

③指定特定相談支援事業者の指定を取り消したとき

６．指定の更新

市長による指定特定相談支援事業者の指定については有効期間が定められており、その期間は６年間とされています。（指定期間は指定通知に記載します。）

このため、指定特定相談支援事業者は、６年ごとに指定の更新の手続をしなければ、指定の効力を失うこととなります。

指定の更新に当あたっては、指定申請と同様の手続が必要です。